

## 神戸市地域コミュニティ交通導入支援事業補助金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日 局長決定

令和 3 年 12 月 1 日 改正

令和 4 年 5 月 23 日 改正

令和 5 年 4 月 1 日 改正

### (目的)

第 1 条 本要綱は、神戸市内における地域の実情に応じた持続可能な交通の確保に向けて、地域住民、運行事業者及び市がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携協力しながら取り組む地域コミュニティ交通の導入にかかる経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年 3 月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、次の各号のすべてに該当する運行事業の導入に伴い必要となる事業で、別表 1 に掲げる事業とする。

- (1) 地域の実情に応じた運行として、市が認定した運行事業であること。
- (2) 地域を代表する組織として市が認定した地域組織（以下、「認定地域組織」という。）、地域コミュニティ交通の運行事業者（以下、「運行事業者」という。）及び市がそれぞれの役割及び責務を定めた覚書を締結した運行事業であること。

### (補助条件)

第 3 条 補助対象者、対象経費及び補助金の額等の補助条件は、別表 1 に掲げる事業についてそれぞれ別表 2 に定める補助条件によることとする。

### (交付申請)

第 4 条 補助対象者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。また、補助事業完了後に交付を申請する場合は、補助事業完了後速やかに、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 別表 2 に定める必要書類

(交付の決定)

第 5 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金額の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）をもって速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第 6 条 補助対象者は、運行期間の変更など補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助対象者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 7 条 補助対象者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、当該補助事業完了の日（廃止の承認を受けたときは、次に掲げる書類をその承認を受けた日）から起算して 15 日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長まで提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の中間実績報告を求めることができる。

(1) 補助事業中間実績報告書（様式第 8 号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(交付額の確定)

第 8 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 9 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10

号) を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象者に支払うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、補助事業者からの補助金概算交付要望(請求)書(様式第10号)による請求により交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取り消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 神戸市田園地域における地域コミュニティ交通試験運行支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日)は廃止する。

神戸市市街地における地域コミュニティ交通試験運行支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日)は廃止する。

神戸市田園地域における地域コミュニティ交通運行支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日)は廃止する。

神戸市市街地における地域コミュニティ交通運行支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日)は廃止する。

神戸市市街地における地域コミュニティ交通車両支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日)は廃止する。

神戸市地域コミュニティ交通本格運行立ち上げ支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日)は廃止する。

神戸市地域コミュニティ交通本格運行に伴う地域組織の自立支援補助金等交付要綱(令和2年4月1日)は廃止する。

附 則 （令和 3 年 4 月 1 日改正）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 12 月 1 日改正）

この要領は、令和 3 年 12 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則 （令和 4 年 5 月 23 日改正）

この要領は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 垂水区望海台地域における地域コミュニティ交通（デマンド型乗合タクシー）

試験運行支援事業補助金交付要綱（令和 5 年 1 月 24 日）は廃止する。

3 神戸市公共交通空白地有償運送支援補助金交付要綱（平成 29 年 2 月 14 日）は廃止する。

4 神戸市西区学園東町における「お試し運行」補助金等交付要綱（令和 4 年 5 月 26 日）は廃止する。

5 垂水区望海台地域における地域コミュニティ交通（デマンド型乗合タクシー）「お試し運行」補助金等交付要綱（令和 4 年 6 月 16 日）は廃止する。

6 神戸市須磨区西須磨地域における「お試し運行」補助金等交付要綱（令和 4 年 12 月 23 日）は廃止する。

7 神戸市東灘区西岡本地域における「お試し運行」補助金等交付要綱（令和 4 年 12 月 23 日）は廃止する。

8 神戸市中央区東部地域における「お試し運行」補助金等交付要綱（令和 4 年 12 月 26 日）は廃止する。

別表1 (第2条関係)

| 運行形態         | 番号 | 対象事業                   |
|--------------|----|------------------------|
| 路線定期運行・自家用有償 | 1  | 試験運行支援事業（田園地域）         |
|              | 2  | 試験運行支援事業（市街地）          |
|              | 3  | 本格運行支援事業（田園地域）         |
|              | 4  | 本格運行支援事業（市街地）          |
| デマンド運行       | 5  | 試験運行支援事業（田園地域）         |
|              | 6  | 試験運行支援事業（市街地）          |
|              | 7  | 本格運行支援事業（田園地域）         |
|              | 8  | 本格運行支援事業（市街地）          |
|              | 9  | 車両費支援事業（市街地）           |
|              | 10 | 立ち上げ等支援事業（交通空白地有償運送以外） |
|              | 11 | 交通空白地有償運送運営立ち上げ支援事業    |
|              | 12 | 地域組織の自立支援事業            |
|              | 13 | お試し運行支援事業              |

別表 2 (第 3 条関係)

| 番号 対象事業名 | 1 試験運行支援事業 (田園地域)   |  |          |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
|----------|---|--|----------|------|--|--------|--|----|-----|--------|--------|--------|-----|----------|----------|--------|-----|----------|----------|------|-----|----------|
| 運行形態     | 路線定期運行・自家用有償  |  |          |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
| 補助条件     | 補助対象者   | 運行事業者  |          |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
|          | 補助金の額<br>及び対象経費   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、試験運行を実施するにあたって要した経費のうち、次に掲げる経費から収入を差し引いた額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 試験運行を実施した際の運行経費</p> <p>(2) 試験運行期間中の車両 (減価償却) 費</p> <p>(3) バス停及び待機場の設置費及びそれに伴う工事費</p> <p>(4) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(5) 時刻表の作成費</p> <p>(6) 利用促進の効果がある事業に係る経費</p> <p>(7) その他市長が特に必要と認める経費</p>   |          |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
|          | 補助限度額   | <p>補助限度額は、運行形態、試験運行期間に応じて次のとおりとする。ただし、13. お試し運行支援事業を活用した場合は、13. お試し運行支援事業の補助額を差し引くこととする。</p> <table border="1" data-bbox="523 1171 1294 1420"> <thead> <tr> <th colspan="2">運行形態</th> <th colspan="2">試験運行期間</th> </tr> <tr> <th>車両</th> <th>車両数</th> <th>～3 か月間</th> <th>～6 か月間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タクシー車両</td> <td>1 台</td> <td>3,800 千円</td> <td>4,200 千円</td> </tr> <tr> <td>タクシー車両</td> <td>2 台</td> <td>5,550 千円</td> <td>7,400 千円</td> </tr> <tr> <td>バス車両</td> <td>1 台</td> <td>6,400 千円</td> <td>9,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> |          | 運行形態 |  | 試験運行期間 |  | 車両 | 車両数 | ～3 か月間 | ～6 か月間 | タクシー車両 | 1 台 | 3,800 千円 | 4,200 千円 | タクシー車両 | 2 台 | 5,550 千円 | 7,400 千円 | バス車両 | 1 台 | 6,400 千円 |
| 運行形態     |   | 試験運行期間   |          |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
| 車両       | 車両数   | ～3 か月間   | ～6 か月間   |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
| タクシー車両   | 1 台   | 3,800 千円   | 4,200 千円 |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
| タクシー車両   | 2 台   | 5,550 千円   | 7,400 千円 |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
| バス車両     | 1 台   | 6,400 千円   | 9,000 千円 |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
| その他の条件   | <p>次に掲げるすべてに該当する運行であること。</p> <p>(1) 地域の生活交通の確保を図る運行事業であること。</p> <p>(2) 道路運送法の許可、登録を得た運行事業であること。</p> |  |          |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |
| 必要書類     | <p>(1) 試験運行事業計画書 (田園地域)</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>   |  |          |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |

別表 2 (第 3 条関係)

| 番号 対象事業名 | 2 試験運行支援事業 (市街地)  |   |           |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
|----------|---|---|-----------|------|--|--------|--|----|-----|--------|--------|--------|-----|----------|----------|--------|-----|----------|----------|------|-----|----------|----------|------|-----|----------|
| 運行形態     | 路線定期運行・自家用有償  |   |           |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
| 補助条件     | 補助対象者   | 運行事業者   |           |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
|          | 補助金の額<br>及び対象経費   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、試験運行を実施するにあたって要した経費のうち、次に掲げる経費から収入を差し引いた額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 試験運行を実施した際の運行経費</p> <p>(2) 試験運行期間中の車両 (減価償却) 費</p> <p>(3) バス停及び待機場の設置費及びそれに伴う工事費</p> <p>(4) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(5) 時刻表の作成費</p> <p>(6) 利用促進の効果がある事業に係る経費</p> <p>(7) その他市長が特に必要と認める経費</p>  |           |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
|          | 補助限度額   | <p>補助限度額は、運行形態、試験運行期間に応じて次のとおりとする。ただし、13. お試し運行支援事業を活用した場合は、13. お試し運行支援事業の補助額を差し引くこととする。</p> <table border="1" data-bbox="525 1171 1294 1469"> <thead> <tr> <th colspan="2">運行形態</th> <th colspan="2">試験運行期間</th> </tr> <tr> <th>車両</th> <th>車両数</th> <th>～3 か月間</th> <th>～6 か月間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タクシー車両</td> <td>1 台</td> <td>3,450 千円</td> <td>2,800 千円</td> </tr> <tr> <td>タクシー車両</td> <td>2 台</td> <td>4,850 千円</td> <td>4,600 千円</td> </tr> <tr> <td>バス車両</td> <td>1 台</td> <td>5,650 千円</td> <td>6,000 千円</td> </tr> <tr> <td>バス車両</td> <td>2 台</td> <td>9,250 千円</td> <td>11,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> |           | 運行形態 |  | 試験運行期間 |  | 車両 | 車両数 | ～3 か月間 | ～6 か月間 | タクシー車両 | 1 台 | 3,450 千円 | 2,800 千円 | タクシー車両 | 2 台 | 4,850 千円 | 4,600 千円 | バス車両 | 1 台 | 5,650 千円 | 6,000 千円 | バス車両 | 2 台 | 9,250 千円 |
| 運行形態     |   | 試験運行期間  |           |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
| 車両       | 車両数   | ～3 か月間  | ～6 か月間    |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
| タクシー車両   | 1 台   | 3,450 千円  | 2,800 千円  |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
| タクシー車両   | 2 台   | 4,850 千円  | 4,600 千円  |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
| バス車両     | 1 台   | 5,650 千円  | 6,000 千円  |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
| バス車両     | 2 台   | 9,250 千円  | 11,000 千円 |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
| その他の条件   | <p>次に掲げるすべてに該当する運行であること。</p> <p>(1) 地域の生活交通の確保を図る運行事業であること。</p> <p>(2) 道路運送法の許可、登録を得た運行事業であること。</p> |   |           |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |
| 必要書類     | <p>(1) 試験運行事業計画書 (市街地)</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>  |   |           |      |  |        |  |    |     |        |        |        |     |          |          |        |     |          |          |      |     |          |          |      |     |          |

別表 2 (第 3 条関係)

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 番号 対象事業名 | 3 本格運行支援事業 (田園地域)                                       |   |
| 運行形態     | 路線定期運行・自家用有償  |   |
| 補助条件     | 補助対象者   | 運行事業者   |
|          | 補助金の額<br>及び対象経費   | <p>1. 運行経費等</p> <p>運行経費等に対する補助金の額は、予算の範囲内で、本格運行を実施するにあたって要した経費のうち、次に掲げる経費から収入を差し引いた額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 本格運行を実施した際の運行経費</p> <p>(2) バス停及び待機場の設置費及びそれに伴う工事費</p> <p>(3) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(4) 時刻表の作成費</p> <p>(5) 利用促進の効果がある事業に係る経費</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>2. 運行車両の購入、減価償却又は賃貸借に要する経費</p> <p>運行車両の購入、減価償却又は賃貸借に要する経費に対する補助金の額は、予算の範囲内で、経費の全額とする。</p> |
|          | 補助限度額   | 運行経費等に対する補助限度額は、対象経費の 75%とする。   |
|          | その他の条件  | <p>次に掲げるすべてに該当する運行であること。</p> <p>(1) 地域の生活交通の確保を図る運行事業であること。</p> <p>(2) 道路運送法第 4 条第 1 項の許可、又は第 79 条の登録を得た運行事業であること。</p> <p>(3) 対象経費から収入を差し引いた額が補助限度額を 3 年連続上回らない運行事業であること。</p>   |
| 必要書類     | <p>(1) 本格運行事業計画書 (田園地域)</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p> |   |



別表 2 (第 3 条関係)

| 番号      | 対象事業名   | 4 本格運行支援事業 (市街地)  |          |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
|---------|---|---|----------|-------|-------------------|---------|--|-------|----|-----|--------|--------|-----|----------|--------|--------|-----|----------|---------|--------|-----|----------|
| 運行形態    |   | 路線定期運行・自家用有償  |          |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
| 補助条件    | 補助対象者   | 運行事業者   |          |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
|         | 補助金の額及び対象経費   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、本格運行を実施するにあたって要した経費のうち、次に掲げる経費から収入を差し引いた額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 本格運行を実施した際の運行経費</p> <p>(2) バス停及び待機場の設置費及びそれに伴う工事費</p> <p>(3) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(4) 時刻表の作成費</p> <p>(5) 利用促進の効果がある事業に係る経費</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める経費</p>   |          |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
|         | 補助限度額   | <p>補助限度額は、乗って支える目標と選定する運行形態に応じて次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="525 1034 1353 1281"> <thead> <tr> <th rowspan="2">乗って支える目標<br/>(人/日)</th> <th colspan="2">適正な運行形態</th> <th rowspan="2">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>車両</th> <th>車両数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40～120</td> <td>タクシー車両</td> <td>1 台</td> <td>3,500 千円</td> </tr> <tr> <td>80～240</td> <td>タクシー車両</td> <td>2 台</td> <td>7,000 千円</td> </tr> <tr> <td>125～250</td> <td>ミニバス車両</td> <td>1 台</td> <td>7,500 千円</td> </tr> </tbody> </table> |          |       | 乗って支える目標<br>(人/日) | 適正な運行形態 |  | 補助限度額 | 車両 | 車両数 | 40～120 | タクシー車両 | 1 台 | 3,500 千円 | 80～240 | タクシー車両 | 2 台 | 7,000 千円 | 125～250 | ミニバス車両 | 1 台 | 7,500 千円 |
|         | 乗って支える目標<br>(人/日)   | 適正な運行形態   |          | 補助限度額 |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
| 車両      |   | 車両数   |          |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
| 40～120  | タクシー車両  | 1 台   | 3,500 千円 |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
| 80～240  | タクシー車両  | 2 台   | 7,000 千円 |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
| 125～250 | ミニバス車両  | 1 台   | 7,500 千円 |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
| その他の条件  | <p>次に掲げるすべてに該当する運行であること。</p> <p>(1) 地域の生活交通の確保を図る運行事業であること。</p> <p>(2) 道路運送法第 4 条第 1 項の許可を得た運行事業であること。</p> <p>(3) 収入が運行経費の 5 割を 3 年連続下回らない運行事業であること</p> |   |          |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |
| 必要書類    | <p>(1) 本格運行事業計画書 (市街地)</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>  |   |          |       |                   |         |  |       |    |     |        |        |     |          |        |        |     |          |         |        |     |          |

別表 2 (第 3 条関係)

| 番号 対象事業名 | 5 試験運行支援事業 (田園地域)   |   |        |       |        |          |        |
|----------|---|---|--------|-------|--------|----------|--------|
| 運行形態     | デマンド運行  |   |        |       |        |          |        |
| 補助条件     | 補助対象者   | 運行事業者   |        |       |        |          |        |
|          | 補助金の額<br>及び対象経費   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、試験運行を実施するにあたって要した経費のうち、次に掲げる経費から収入を差し引いた額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 試験運行を実施した際の運行経費※<br/>※下記の算出式に基づいて得られたものとする</p> <p>(2) バス停及び待機場の設置費及びそれに伴う工事費</p> <p>(3) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(4) 時刻表の作成費</p> <p>(5) 利用促進の効果がある事業に係る経費</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める経費</p> <p><b>【算出式】</b><br/> <math display="block">\text{運行経費} = \text{運行単価} \times \text{試験運行期間中の実績運行回数}</math> </p> <p>※運行単価<br/> 試験運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費</p> |        |       |        |          |        |
|          | 補助限度額   | <p>補助限度額は、試験運行期間に応じて次のとおりとする。ただし、1 3. お試し運行支援事業を活用した場合は、1 3. お試し運行支援事業の補助額を差し引くこととする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>試験運行期間</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～3 か月間</td> <td>2,350 千円</td> </tr> <tr> <td>～6 か月間</td> <td>3,150 千円</td> </tr> </tbody> </table>  | 試験運行期間 | 補助限度額 | ～3 か月間 | 2,350 千円 | ～6 か月間 |
| 試験運行期間   | 補助限度額   |   |        |       |        |          |        |
| ～3 か月間   | 2,350 千円  |   |        |       |        |          |        |
| ～6 か月間   | 3,150 千円  |   |        |       |        |          |        |
| その他の条件   | <p>次に掲げるすべてに該当する運行であること。</p> <p>(1) 地域の生活交通の確保を図る運行事業であること。</p> <p>(2) 道路運送法の許可、登録を得た運行事業であること。</p> |   |        |       |        |          |        |
| 必要書類     | <p>(1) 試験運行事業計画書 (田園地域)</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>   |   |        |       |        |          |        |

別表 2 (第 3 条関係)

| 番号     | 対象事業名   | 6 試験運行支援事業 (市街地)   |        |       |        |          |        |
|--------|---|--|--------|-------|--------|----------|--------|
| 運行形態   |   | デマンド運行   |        |       |        |          |        |
| 補助条件   | 補助対象者   | 運行事業者  |        |       |        |          |        |
|        | 補助金の額<br>及び対象経費   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、試験運行を実施するにあたって要した経費のうち、次に掲げる経費から収入を差し引いた額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 試験運行を実施した際の運行経費※<br/>※下記の算出式に基づいて得られたものとする</p> <p>(2) バス停及び待機場の設置費及びそれに伴う工事費</p> <p>(3) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(4) 時刻表の作成費</p> <p>(5) 利用促進の効果がある事業に係る経費</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める経費</p> <p><b>【算出式】</b><br/> <math display="block">\text{運行経費} = \text{運行単価} \times \text{試験運行期間中の実績運行回数}</math></p> <p>※運行単価<br/>           試験運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費</p> |        |       |        |          |        |
|        | 補助限度額   | <p>補助限度額は、試験運行期間に応じて次のとおりとする。ただし、1 3. お試し運行支援事業を活用した場合は、1 3. お試し運行支援事業の補助額を差し引くこととする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>試験運行期間</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～3 か月間</td> <td>1,900 千円</td> </tr> <tr> <td>～6 か月間</td> <td>2,250 千円</td> </tr> </tbody> </table>   | 試験運行期間 | 補助限度額 | ～3 か月間 | 1,900 千円 | ～6 か月間 |
| 試験運行期間 | 補助限度額   |  |        |       |        |          |        |
| ～3 か月間 | 1,900 千円  |  |        |       |        |          |        |
| ～6 か月間 | 2,250 千円  |  |        |       |        |          |        |
| その他の条件 | <p>次に掲げるすべてに該当する運行であること。</p> <p>(1) 地域の生活交通の確保を図る運行事業であること。</p> <p>(2) 道路運送法の許可、登録を得た運行事業であること。</p> |  |        |       |        |          |        |
| 必要書類   |   | <p>(1) 試験運行事業計画書 (市街地)</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>   |        |       |        |          |        |

別表 2 (第 3 条関係)

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 番号 対象事業名 | 7 本格運行支援事業 (田園地域)                                       |   |
| 運行形態     | デマンド運行  |   |
| 補助条件     | 補助対象者   | 運行事業者   |
|          | 補助金の額<br>及び対象経費   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、本格運行を実施するにあたって要した経費のうち、次に掲げる経費から収入を差し引いた額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 本格運行を実施した際の運行経費※<br/>※下記の算出式に基づいて得られたものとする</p> <p>(2) バス停及び待機場の設置費及びそれに伴う工事費</p> <p>(3) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(4) 時刻表の作成費</p> <p>(5) 利用促進の効果がある事業に係る経費</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める経費</p> <p><b>【算出式】</b><br/> 運行経費 = 運行単価※ × 年間の実績運行回数</p> <p>※運行単価<br/> 本格運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費</p> |
|          | 補助限度額   | 補助限度額は、5,250 千円とする。   |
|          | その他の条件  | <p>次に掲げるすべてに該当する運行であること。</p> <p>(1) 地域の生活交通の確保を図る運行事業であること。</p> <p>(2) 道路運送法の許可、登録を得た運行事業であること。</p> <p>(3) 乗合率及び利用者数のいずれかが、下記算出式により得られる値を 3 年連続下回らない運行事業であること。</p> <p>(算出式)</p> <p>乗合率 : 運行毎の最大補助額 / 1,200</p> <p>利用者数 : 運行日数 × 運行毎の最大補助額 / 1,200</p>   |
| 必要書類     | <p>(1) 本格運行事業計画書 (田園地域)</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p> |   |

別表 2 (第 3 条関係)

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 番号 対象事業名 | 8 本格運行支援事業 (市街地)                                       |  |
| 運行形態     | デマンド運行   |  |
| 補助条件     | 補助対象者  | 運行事業者  |
|          | 補助金の額<br>及び対象経費  | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、本格運行を実施するにあたって要した経費のうち、次に掲げる経費から収入を差し引いた額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 本格運行を実施した際の運行経費※<br/>※下記の算出式に基づいて得られたものとする</p> <p>(2) バス停及び待機場の設置費及びそれに伴う工事費</p> <p>(3) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(4) 時刻表の作成費</p> <p>(5) 利用促進の効果がある事業に係る経費</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>(算出式)<br/>運行経費 = 運行単価※ × 年間の実績運行回数</p> <p>※運行単価<br/>本格運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費</p> |
|          | 補助限度額  | 補助限度額は、3,500 千円とする。  |
|          | その他の条件   | <p>次に掲げるすべてに該当する運行であること。</p> <p>(1) 地域の生活交通の確保を図る運行事業であること。</p> <p>(2) 道路運送法の許可、登録を得た運行事業であること。</p> <p>(3) 乗合率及び利用者数のいずれかが、下記算出式により得られる値を 3 年連続下回らない運行事業であること。</p> <p>(算出式)<br/>乗合率 : 運行毎の最大補助額 / 360<br/>利用者数 : 運行日数 × 運行毎の最大補助額 / 360</p>  |
| 必要書類     | <p>(1) 本格運行事業計画書 (市街地)</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p> |  |

別表 2 (第 3 条関係)

| 番号   | 対象事業名       | 9 車両費支援事業 (市街地)  |
|------|-------------|--|
| 補助条件 | 補助対象者       | 運行事業者  |
|      | 補助金の額及び対象経費 | <p>(1) 本格運行の開始に伴う場合</p> <p>補助金の額は、予算の範囲内で、前年度までの試験運行事業に伴い購入等を行ったもので、引き続き、本格運行に使用する車両の減価償却に該当する額で、次式で算出される額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(算出式)</p> <p>車両の購入及び改造等に要した経費×本格運行開始時における車両の残耐用年数<sup>※</sup>/5</p> <p>※残耐用年数が 3 年を上回る場合は 3 とする。</p> <p>(2) 本格運行開始後、車両を更新する場合</p> <p>補助金の額は、予算の範囲内で、本格運行を実施するにあたって要する経費のうち、次に掲げる経費の 3/5 に相当する額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(ア) 車両の購入及び改造等に要する経費</p> <p>(イ) その他市長が特に必要と認める経費</p> |
|      | 補助限度額       | 補助限度額は、12,000 千円とする。   |
|      | その他の条件      | <p>(1) 本格運行の開始に伴う場合であって、次に掲げるすべてに該当すること。</p> <p>ア 補助対象者が所有する車両での対応が困難である運行事業であること。</p> <p>(2) 本格運行開始後、運行事業の変更に伴い車両更新する場合であって、次に掲げるすべてに該当すること。</p> <p>ア 本格運行開始後、運賃収入のみで運行経費が賄えていない運行事業であること。</p> <p>イ 補助対象者が所有する車両での対応が困難である運行事業であること。</p> <p>(3) 交付を受けた会計年度を含め、最低 3 年以上の期間は、当該地域コミュニティ交通を継続すること。</p> <p>(4) 次に掲げる取得財産の管理等について同意すること。</p> <p>ア 補助対象者は、補助金により取得した財産 (以下「取得財</p>                                      |

|      |  |  |
|------|--|--|
|      |  | <p>産」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>イ 車両の耐用年数は、原則 5 年とする。ただし、補助対象者は、耐用の実態に鑑み、5 年以上の期間、できる限り長く使用できるよう、車両の適切な管理・運用に努めなければならない。</p> <p>ウ 補助対象者は、前項に定める車両の耐用年数を満了するまでは、市長の承認を得ずに、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付し、又は担保に供してはならない。</p> <p>エ 補助対象者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第 13 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>オ 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により補助対象者に利益が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。</p> |
| 必要書類 |  | <p>(1) 補助金の交付の対象となる経費の算出根拠を示す契約書、見積書、仕様書等</p> <p>(2) 車両の取得に係る目的・必要性・効果等を示す計画書</p> <p>(3) 本格運行開始後における事業年度毎の地域コミュニティ交通に関する収支状況を示す書類（本格運行後 5 年以上経過している場合は、直近 5 年分を提出すること）</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めるもの</p>   |

別表 2 (第 3 条関係)

| 番号     | 対象事業名  | 10 立ち上げ等支援事業 (交通空白地有償運送以外)   |
|--------|--|--|
| 補助条件   | 補助対象者  | 運行事業者  |
|        | 補助金の額及び対象経費  | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、次に掲げる経費に相当する額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p><b>【立ち上げ支援】</b></p> <p>(1) バス停留所標識本体及び設置工事に要する経費 (ただし、道路占用料は除く)</p> <p>(2) 車体表示及び車両サイン、音声合成作成にかかる経費</p> <p>(3) 運輸局申請に要する諸経費</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>※(1)の補助対象バス停留所箇所数は、次の式で算出されるものを上限とする。</p> $\text{補助対象バス停留所箇所数} \leq \text{路線延長 (m)} \div 600 \text{ (m)} \times 2 - \text{既存のバス停留所箇所数}$ <p><b>【試験運行に係る整備の復旧支援 (地域コミュニティ交通導入事業で整備した内容が、試験運行後、不要となった場合)】</b></p> <p>(1) 停留所の撤去、道路復旧に要する経費</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める経費</p> |
|        | 補助限度額  | <p><b>【立ち上げ支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費(1)のバス停留所 1 箇所あたりの補助限度額は、600 千円とする。</li> <li>対象経費(2)から(4)の補助限度額は、合わせて 250 千円とする。</li> </ul> <p><b>【試験運行に係る整備の復旧支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費(1)のバス停留所 1 箇所あたりの補助限度額は、60 千円とする。</li> <li>対象経費(2)の補助限度額は、100 千円とする。</li> </ul>   |
| その他の条件 | <p><b>【立ち上げ支援】</b></p> <p>(1) 本格運行の開始に伴い必要となる事業であること。</p> <p>(2) 次に掲げる取得財産の管理等について同意すること。</p> <p>ア 補助対象者は、補助金により取得した財産 (以下「取得財産」という。) について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> |  |



|      |  |   |
|------|--|---|
|      |  | <p>イ 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、市長の承認を得ずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。本格運行を休止しようとする場合においても同様とする。ただし、劣化が激しい場合や安全性を脅かす可能性がある場合は、この限りではない。</p> <p>ウ 補助対象者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>エ 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち、前項の処分時から補助金の交付を受けた年度終了後5年が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により補助対象者に利益が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。</p> |
| 必要書類 |  | <p>(1) 本格運行事業計画書（田園地域又は市街地）</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>   |

別表 2 (第 3 条関係)

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 対象事業名 | 11 交通空白地有償運送運営立ち上げ支援事業  |  |
| 補助条件  | 補助対象者   | 道路運送法施行規則第 48 条に掲げる者   |
|       | 補助金の額及び対象経費   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、他の団体等から補助を受けていない次に掲げる経費に相当する額と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 認定講習受講費</p> <p>(2) 自動車保険加入費</p> <p>(3) 車体表示作成費</p> <p>(4) 運転者証作成費</p> <p>(5) 停留所表示作成費（停留所 1 か所当たり 10,000 円を限度とする）</p> <p>(6) 運行管理体制の整備に必要な帳簿、印鑑類</p> <p>(7) 運輸局申請に要する諸経費</p> <p>(8) デマンド運行・予約管理システム関係経費</p> <p>(9) その他運行の立ち上げ、実証実験に必要と市長が認める経費</p> |
|       | 補助限度額   | 補助限度額は、1,000 千円とする。  |
|       | その他の条件  | <p>(1) 自家用有償旅客運送の立ち上げに伴い必要となる事業であること。</p> <p>(2) 次に掲げる取得財産の管理等について同意すること。</p> <p>ア 補助対象者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>イ 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間は、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。運行を休止しようとする場合においても同様とする。ただし、劣化が激しい場合や安全性を脅かす可能性がある場合は、この限りではない。</p>                  |
| 必要書類  | <p>(1) 本格運行事業計画書（自家用有償）<br/>又は、試験運行事業計画書（自家用有償）</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p> |  |

別表 2 (第 3 条関係)

| 番号   | 対象事業名       | 12 地域組織の自立支援事業   |
|------|-------------|--|
| 補助条件 | 補助対象者       | 認定地域組織   |
|      | 補助金の額及び対象経費 | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、地域組織の運営及び地域コミュニティ交通の利用促進を実施するにあたって要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 総会、定例会等の組織運営のために必要な会議室等の借り上げ料、資料の作成及び印刷に要する費用</p> <p>(2) 広報紙、パンフレット等の作成及び印刷並びに頒布に要する費用</p> <p>(3) 講演会、研修会等の開催に伴う会場使用量及び講師の謝礼に要する費用</p> <p>(4) 事務連絡等の通信に要する費用</p> <p>(5) 団体の運営に必要な事務に要する費用</p> <p>(6) コミュニティバスの利用促進に要する費用。ただし、運行経費への直接的な補填金は補助対象としない。</p> <p>(7) その他市長が特に必要と認める費用</p> |
|      | 補助限度額       | <p>補助限度額は、350 千円とする。</p> <p>ただし、事業が年度をまたがって実施される場合にあっては、その合計が補助限度額を超えないこと。</p>   |
|      | その他の条件      | <p>(1) 本格運行の開始年度又はその翌年度に行う事業に限り、その期間は 1 年を超えないものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる取得財産の管理等について同意すること。</p> <p>ア 補助対象者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>イ 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間は、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。本格運行を休止しようとする場合においても同様とする。ただし、劣化が激しい場合や安全性を脅かす可能性がある場合は、この限りではない。</p>   |
|      | 必要書類        | <p>(1) 本格運行事業計画書（田園地域又は市街地）</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p>  |

別表 2 (第 3 条関係)

| 番号   | 対象事業名   | 13 お試し運行支援事業  |
|------|---|---|
| 補助条件 | 補助対象者   | 運行事業者   |
|      | 補助金の額及び対象経費   | <p>補助金の額は、予算の範囲内で、次に掲げる経費に相当する額とする。</p> <p>(1) 利用者運賃補填額</p> <p>対象期間<sup>※1</sup>の利用者数に応じた運賃収入に該当する額で、次式で算出される額とする。</p> <p>(算出式)</p> $= \text{大人運賃}^{\text{※2}} \times \text{実績利用者数 (大人)}^{\text{※3}} + \text{小児運賃}^{\text{※4}} \times \text{実績利用者数 (小児)}^{\text{※5}}$ <p>※1 試験運行事業の実施期間のうち、運行開始日からその月末の運行日まで</p> <p>※2 試験運行事業計画書における設定運賃 (大人)</p> <p>※3 利用者実態調査の結果のうち、大人区分の利用者数</p> <p>※4 試験運行事業計画書における設定運賃 (小児)</p> <p>※5 利用者実態調査の結果のうち、小児区分の利用者数</p> <p>(2) その他の経費</p> <p>(ア)利用者実態調査費</p> <p>(イ)その他必要と認められる経費</p> |
|      | その他の条件  | <p>(1) 対象期間中は、全利用者運賃無料とすること。</p> <p>(2) 利用者実態調査を実施すること。</p> <p>利用者数を「お試し運行」利用実績報告書 (別添様式第 1 号) として提出すること。また、利用者に対してアンケート調査を実施し、その集計結果を提出すること。</p> <p>なお、利用者実態調査の実施にあたっては、本市担当職員と十分に協議すること。</p>  |
| 必要書類 | <p>(1) 「お試し運行」事業計画書 (別添様式第 2 号)</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めるもの</p> |   |



(別添様式第2号)

「お試し運行」事業計画書

1. お試し運行の対象期間／運行日数

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日／〇日間

2. 事業費

| 科目       |         | 経費 | 摘要                               |
|----------|---------|----|----------------------------------|
| 利用者運賃補填額 |         |    | 円(運賃) × 人/日(乗って支える目標) × 日間(運行日数) |
| その他の経費   | 利用者実態調査 |    |                                  |
|          |         |    |                                  |
|          |         |    |                                  |
|          |         |    |                                  |
| 計        |         |    |                                  |

3. 利用者実態調査の概要

(1) 利用者を対象としたアンケート調査

(2) 利用者数の調査方法